

## 別 表

各教育領域の単位認定には、以下の症例数を経験していることが望ましい。

### 口腔保健推進学臨床実習

下記の1) 2) 3)のいずれか

- 1) 担当医として3例以上の混合歯列期歯列不正症例の診断と治療
- 2) 担当医として5例以上の永久歯列期歯列不正症例の診断と治療
- 3) 担当医として日本小児歯科学会が定める小児歯科診療ガイドライン(2007年8月頃完成予定)に沿った教育および研修を修了すること

### 口腔機能修復学臨床実習

下記の1) 2) 3)のいずれか

- 1) 担当医として10例以上の歯科保存学症例の診断と治療
- 2) 担当医として10例以上の歯周病症例の診断と治療(歯周基本治療が終了すること)、および2例以上の歯周外科処置(再生療法を含むことが望ましい)
- 3) 担当医として10例以上の補綴処置を必要とする症例の診断と治療

### 口腔顎顔面病態学臨床実習

下記の1) 2) 3) 4)のいずれか

- 1) 担当医として50例以上の外来症例の診断と治療、および執刀医として20例以上の外来手術
- 2) 担当医として10例以上の病棟症例の全身管理、および執刀医あるいは介助者として20例以上の病棟手術
- 3) 担当医として20例以上の症例の全身麻酔
- 4) 200例以上の読影レポート(このうち、CT, 超音波、造影検査, MR検査などを50例以上含み、100例以上は筆頭報告者であること)

### 全身管理歯科学臨床実習

下記の1) および2)

- 1) 担当医として50例以上の基礎疾患を有する症例の1口腔単位の診断、治療、定期管理、および執刀医または介助者として20例以上の外来小手術
- 2) 担当医として20例以上の重症感染症症例の1口腔単位の診断、治療、定期管理、および執刀医または介助者として5例以上の外来小手術

### 総合歯科学臨床実習

担当医として10例以上の症例の1口腔単位の診断、治療計画立案、治療